

兵庫県公報

平成23年7月8日 金曜日 第2301号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上 (同)	5
○ 同 上 (同)	5
○ 同 上 (同)	5
○ 同 上 (同)	6
○ 同 上 (同)	6
○ 同 上 (同)	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（県民生活課）	7
○ 入札公告（県立工業技術センター）	8
○ 同 上 (同)	11

告 示

兵庫県告示第748号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成23年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 おの心療クリニック	医療法人社団おの心療クリニック 理事長 小野 廣文	神戸市東灘区御影中町1-9-5	平成23年5月1日
訪問看護ステーションメリー	株式会社K A I O 代表取締役 中村 育子	同 市同 区御影中町1-7-27 キ ャッスルハイツ御影102	同 年3月1日
きもと内科クリニック	木本 直哉	同 市灘区岩屋中町4-2-7 シマ ブンビルBBプラザ3F	同 年4月1日
いずみ薬局	株式会社キョーアイK 代表取締役 真鍋 健司	同 市同区泉通1-4-11	同
シンワ薬局	有限会社真和 代表取締役 尾村 正包	同 市同区中原通2-1-3	同
神戸市歯科医師会附属歯科診療所	社団法人神戸市歯科医師会 会長 住谷 幸雄	同 市中央区山本通5-3-27	同
医療法人社団 坂上医院	医療法人社団坂上医院 理事長 坂上 庸一郎	同 市兵庫区浜山通2-4-10	平成23年5月2日
有限会社 中山薬局	有限会社中山薬局 代表取締役 中山 敏夫	同 市同 区西多聞通1-3-6	同 月1日
赤塚クリニック	医療法人社団赤塚クリニック 理事長 赤塚 東司雄	同 市北区鈴蘭台西町1-27-2	同

すみれ調剤薬局	原田 俊一	同 市同区筑紫が丘2-13-9	平成23年4月1日
訪問看護ステーション 花の里	株式会社ROFACare 代表取締役 天ヶ瀬 延代	同 市同区有野町有野924-2 吉岡ビル101号室	同 年5月1日
おおがま歯科医院	大釜 一郎	同 市長田区長田町1-1-2-4	同 年4月1日
まえ川内科クリニック	前川 透	同 市須磨区須磨浦通4-6-21	同 年5月1日
仁招薬局	仁木 直幸	同 市同 区前池町3-3-7	同 月2日
内山クリニック	医療法人社団内山クリニック 理事長 内山 敏行	同 市垂水区城が山1-14-13-1	同 月1日
神鋼ケアライフ株式会社 垂水ステーション	神鋼ケアライフ株式会社 代表取締役社長 佐伯 壽一	同 市同 区五色山1-4-5 リバージュ垂水五色山1階A号室	平成23年3月1日
おの認知症クリニック	小野 成夫	同 市西区大津和1-4-7	同 年4月1日
はら耳鼻咽喉科	原 聡	同 市同区前開南町1-6-9	同
兵庫県立リハビリテーション 中央病院 (医科)	兵庫県知事 井戸 敏三	同 市同区曙町1070	同
同 上 (歯科)	同 上	同 上	同
みどり訪問看護ステーション	ヒューマンライフサービス株式会社 代表取締役 額田 勲	神戸市西区枝吉1-13 一明マンション105号	同
前田クリニック	医療法人社団雅会 理事長 前田 雅春	姫路市東駅前町54番地5F	同
つだ歯科	医療法人社団けんこう会 理事長 津田 賢治	同 市飾磨区英賀清水1-25	同
アルファ調剤薬局 的形店	有限会社アルファ企画 代表取締役 山下 泰信	同 市的形町の形1271	同
えびす調剤薬局	ウエヤク株式会社 代表取締役 上住 享徳	同 市飾磨区恵美酒230	平成23年5月1日
松島医院	松島 弘樹	尼崎市武庫之荘1-6-14	同 年3月1日
大矢耳鼻咽喉科	医療法人社団大矢耳鼻咽喉科 理事長 大矢 良人	同 市南武庫之荘3-23-19	同 年4月1日
伊東くりにつく尼崎院	院長 森本 訓行	同 市神田北通6-168-4	同
西森なおのてクリニック	西森 婦美子	同 市塚口本町1-3-1	平成23年5月1日
田中歯科医院	田中 良耕	同 市塚口町4-12-9	同 年3月22日
アオキ歯科医院	医療法人社団アオキ歯科医院 理事長 青木 誠喜	同 市長洲中通1-1-7	同 年4月1日
協和薬局	近畿医療株式会社 代表取締役 岡田 江梨奈	同 市猪名寺2-15-27	同
スギ薬局 尼崎西長洲店	株式会社スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一	同 市長洲西通1-8-23	平成23年5月1日
スギ薬局 上坂部店	同 上	同 市上坂部1-3-25	同
ドレミ薬局 立花店	リョカファーマシー株式会社 代表取締役 田中 博来	同 市立花町1-6-5	同
医療法人大宗会 王子回 生病院	医療法人大宗会 理事長 西垣 秀尊	明石市大道町2-2-3	平成23年3月1日
きよしくりニック	西大條 清	同 市大久保町大窪249	同
医療法人社団 明石医療 センター	医療法人社団明石医療センター 理事長 澤井 繁明	同 市大久保町八木743-33	平成23年4月1日
医療法人財団光明会 明 石病院	医療法人財団光明会 理事長 三好 方博	同 市藤江1315番地	同

中西薬局 駅前店	有限会社中西薬局 代表取締役 中西 伸	同 市魚住町錦が丘4-5-1 駅前 NSビル1F	同
アルカ 西二見駅前薬局	株式会社アルカ 代表取締役 中島 康伸	同 市二見町西二見駅前4丁目3	平成22年6月1日
医療法人社団 梅岡耳鼻 咽喉科クリニック	医療法人社団梅岡耳鼻咽喉科 クリニック 理事長 梅岡 比俊	西宮市樋之池町22-2	平成23年4月8日
ほしな眼科クリニック	医療法人社団ほしな眼科クリ ニック 理事長 保科 幸次	同 市門前町3-2 ラッスルプラザ 門前1F	同 年5月1日
西田こどもクリニック	西田 仁	同 市南越木岩町7-5 1階	同
瀧川薬局 門戸店	滝川 秀樹	同 市下大市東町8-3	同
つばめ薬局	株式会社つばめ薬局 代表取締役 前之園 誠二	同 市市庭町9-4	同
トリム薬局 甲子園口店	ファーマライズ株式会社 代表取締役 秋山 昌之	同 市甲子園口2-6-22	同
苦楽園グローバル薬局	有限会社グローバルシステム 代表取締役 川上 哲司	同 市南越木岩町7-5 ヌンクター タ1F	平成23年5月2日
内町クリニック	高橋 裕子	洲本市本町3-2-41	同 月6日
新世薬局 洲本本町店	新世薬品株式会社 代表取締役 赤松 優仁	同 市本町2-2-11	同 月1日
藤本整形外科	藤本 勝也	芦屋市大柁町4-14	同 月13日
地方独立行政法人加古川 市民病院機構 加古川西 市民病院	地方独立行政法人加古川市民 病院機構 理事長 宇高 功	加古川市米田町平津384-1	同 年4月1日
地方独立行政法人加古川 市民病院機構 加古川東 市民病院 (医科)	同 上	同 市平岡町一色797-295	同
山本整形外科リウマチク リニック	山本 晃裕	同 市加古川町寺家町90-2	平成23年5月1日
地方独立行政法人加古川 市民病院機構 加古川東 市民病院 (歯科)	地方独立行政法人加古川市民 病院機構 理事長 宇高 功	同 市平岡町一色797-295	同 年4月1日
シンコウ調剤薬局	森本 由和	同 市野口町坂元1030	同 年5月2日
兵庫県立リハビリテーシ ョン西播磨病院 (医科)	兵庫県知事 井戸 敏三	たつの市新宮町光都1-7-1	同 年4月1日
同 上 (歯科)	同 上	同 上	同
あらか内科	荒木 浩士	宝塚市売布2-14-16-1F	同
前田クリニック	医療法人社団前田クリニック 理事長 前田 修	同 市中山寺1-10-6	同
もりのぶ小児科	森信 孝雄	同 市売布2-14-16-3F	平成23年5月1日
社会福祉法人西谷会 訪 問看護ステーション 憩	社会福祉法人西谷会 理事長 山田 祥次	同 市三笠町6-29 谷添ハイツB棟 201号室	同
医療法人社団 ふせ耳鼻 咽喉科	医療法人社団ふせ耳鼻咽喉科 理事長 布施 愉香	高砂市荒井町東本町1-27	同
あさくら内科クリニック	朝倉 剛	川西市大和西1-97-7 兼古書店駅 前ビル1F	平成23年5月6日
ホワイト薬局 川西店	有限会社ホワイト企画 代表取締役 坂上 公一	同 市大和西1-97-7 兼古書店駅 前ビル1F104	同 年3月22日

桜ヶ丘薬局	株式会社共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	同 市中央町15-6 セントラルハイ ツ1階1号	同 年4月1日
いのうえ耳鼻咽喉科クリ ニック	井上 博之	小野市黒川町1768	同
アルカ 小野中央薬局	株式会社アルカ 代表取締役 中島 康伸	同 市黒川町1773	平成23年5月1日
みやこ薬局	有限会社トクオカ 代表取締役 徳岡 隆治	丹波市柏原町母坪386-2	同 年4月1日
はやぶさ薬局 東浦店	株式会社はやぶさ調剤薬局 代表取締役 野村 浩章	淡路市久留麻1907番地	同 年5月2日
医療法人社団 藤原歯科 クリニック	医療法人社団藤原歯科クリ ニック 理事長 藤原 秀夫	加東市新町298-3	同 月1日
ライフ薬局 中町店	有限会社ライフ 代表取締役 竹本 治	多可郡多可町中区安坂39	同 月6日
浅井クリニック	医療法人社団浅井クリニック 理事長 浅井 達哉	加古郡播磨町宮北1-6-15	同 月1日
うえだ皮膚科クリニック	上田 正登	同 郡同 町野添1654-5	同
株式会社日本在宅リハビ リ振興会	株式会社日本在宅リハビリ振 興会 代表取締役 吉田 渉	同 郡同 町西野添4-5-21-203	平成23年4月1日
上郡町訪問看護ステーシ ョン	上郡町長 山本 暁	赤穂郡上郡町大持278番地	同



兵庫県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年 7 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市神出土地改良区	平成23年 6 月22日



兵庫県告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区萩山字奥山757の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区寺河内字ゴウロ704の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字上野938の1、939、948、949
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上野939（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定

である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字ニゴリブチ39、39の2から39の16まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字本鹿間56、58、58の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字フカアゴ61の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町藤尾字後口谷59

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23丹波位置 0001号	23. 6. 27	篠山市網掛字下張ノ坪321番の一部、322番の一部	6.00	55.71

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆーあい

イ 代表者の氏名 徳 永 栄 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大井手町 5番 5号 エドモンドヒルズ夙川202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぴかぴかクラブ

イ 代表者の氏名 見 口 敏 郎

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町東自由が丘 2丁目284番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、三木市とその近隣地域、及び地域住民に対して、福祉施設における援助支援、まちづくりと美化清掃、「人の目の垣根隊」(地域の子どもと高齢者の安全・安心確保と見守り活動)運動推進、地域内外の住民交流促進と交流サロン運営、及び地域の資源回収・リサイクルに関する事業を行い、安心してより快適に暮らせるまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット

イ 代表者の氏名 東 朋 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市櫛塚町 2番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、まちづくり、芸術・文化、社会教育、経済活性化等、様々な分野のコミュニティ・ビジネス及び地域づくりに取り組む、又は取り組もうとする市民に対して、企業・行政・地域づくり団体など、多彩な主体との協働により、コミュニティ・ビジネス及び地域づくりを推進する事業を行い、地域コミュニティの活性化を図ることを通じて、創造性豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人社会保健団体心友会

イ 代表者の氏名 魯 正 好

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通 5丁目 2番 3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者や障害者、地域社会に対して、生活支援及び社会参画促進、安全なまちづくりの推進に関する事業を行い、高齢者や障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 7月 8日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

EMC評価システム (未使用品) 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成24年2月28日（火）

(4) 納入場所

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年7月8日（金）から同月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年8月10日（水）午後2時 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年8月9日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成23年7月22日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年8月8日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年8月19日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

EMC Test System (brand-new) 1 set

(3) Delivery period: February 28, 2012

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 22, 2011

(6) Deadline for tender:

14:00 August 10, 2011 by direct delivery

17:00 August 9, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihira-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 7 月 8 日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

イミュニティ評価システム（未使用品） 一式

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成24年 2 月 28 日（火）

**(4) 納入場所**

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 12 号

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 12 号

兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年 7 月 8 日（金）から同月 22 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年 8 月 10 日（水）午後 2 時 30 分 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟 6 階第 3 研修室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年 8 月 9 日（火）午後 5 時まで(1)の場所に必着のこと。

**4 入札者に求められる義務**

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成23年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポ

ート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年8月8日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年8月19日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Immunity Test System(brand-new) 1 set

- (3) Delivery period: February 28, 2012

- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 22, 2011

(6) Deadline for tender:

14:30 August 10, 2011 by direct delivery

17:00 August 9, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037

TEL (078)731-4192